

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷三十二第

行發日一月二十年五十五大

論叢

足利時代の通商貿易 教授 文學博士 三浦 周行
 家屋税の本質 教授 法學博士 神戶 正雄
 表定運賃論 教授 經濟學博士 小島昌太郎

時論

英國勞働黨の農政方針 教授 法學博士 河田 嗣郎

說苑

マックス・ウェーバーの政策論の根本概念 講師 經濟學士 藤田 敬三
 露西亞^{に於ける}の農政改革とその效果 經濟學士 吉川 秀造

雜錄

領主擁護の農民騷動 教授 經濟學士 黑 正 巖
 民文に就きて 教授 法學博士 財部 靜 治
 美濃名森村の地割制度 教授 經濟學博士 木庄榮治郎
 サミュエル・ペイリー 講師 經濟學士 森 耕 二 郎
 最近の露國組合運動 和歌山高等商業 教授 經濟學士 岩城 忠 一

法令

健康保險法施行令・外國人土地法施行令

附錄

本誌第二十三卷總目錄

美濃名森村の地割制度

本庄榮治郎

一

地割制度は徳川時代に於て割合に廣く各地に亘つて行はれた所であるが、大抵のものは明治の初年地租改正の頃までに廢絶したものであつた。然るに長野縣下に於ては今、現に地割制度が實行せられつゝあることは、甚だ注意すべき事柄である。それについては、私は既に本誌第二十二卷六號及び二十三卷五號に於て之を論じた所である。

右の長野縣下の地割制度は現に行はるゝ所ではあるが、其起源はやはり徳川時代に存し、舊時の慣行が、多少の變遷を経て、尙現在に至つて存續せるものに外ならぬ。然るに私が茲に述

べんとする所の美濃國安八郡名森村大字大森に於ける地割制度は、その現に行はれつゝある點に於ては長野縣下に於けると同様であるが、その起源が明治三十五年頃に存する點に於て、長野縣下に於ける地割の慣行よりも尙一層特異なる一例に屬するものといふことが出来る。

二

地割の行はれてゐる地方は揖斐川沿岸の畑地である。明治七年地租改正當時の地圖によれば、この地方は恰も河川の流域に當りしものゝ如くであるが、其後水勢一變したる結果、明治十年頃の地圖では既に河原として記載されてゐる。然し、もと堤外の低地であつたから一朝出水すれば忽ち浸水して上流より土砂を押し流すを免れざりしも、此等土砂が自然に堆積したる結果、河原とはいふものゝ大なる砂礫より成るものにあらず、概して小砂で出来上り、自然雜草なども生れてゐる状態であつたから、これを開墾することは比較的容易であつた。それで村民は何時とはなく之を利用するに至り、始めは

雜草及び肥料土の採取地としてゐたが、後には畑となす目的を以てこれを開墾し始め、明治二十一年頃には一部分の地を除くの外は大抵開墾されたといふことである。而も猶開墾の餘地を存せし時代には別に問題も起らず、自由に開墾するまゝに放任してゐたが、その餘地を存せざるに至つて不平を唱ふる者が出來、村民間に紛紜を生じ、或は接續地の地主が多く利益を齟齬するは不當なりとし、或は村民間に公平に耕地を分配すべし等の議が起つた。これに對して接續地の地主側では、接續地の荒地を丹念に開墾し管理した結果、前の河原が變じて畑地となるに至つたものであるから、これを自己に於て保有するは當然なりとして相譲らず、明治三十四年頃に至つてこの紛議はその頂上に達した。そこで明治三十五年、時の村長後藤壽太郎氏は接續地地主に對しては、其所有地先九尺を延長して其者の耕作を認め、爾餘の殘地に對しては之を區内各戸に割當て一定年限の後に割換をなすこととして、この問題を解決するに至つた。

のである。これ此地の地割制度が明治三十五年に始まる所以である。

この地域については、嘗てその地が官有地なりや區有地なりやについて土地所有權の確認訴訟が起つたものであるが、大正十四年に至り之を國有財産として公簿に登録し、改めて金參千百八拾九圓貳拾錢を以て之を村に賣渡すことゝして解決を告げた。その地域は次の如くである。

- 一五二一番地の二 五反八畝(道路敷二畝二十五歩を除く)
 - 一五二一番地の三 一反五畝二十歩
 - 一五六二番地の二 二反六畝八歩
 - 一五七四番地の二 一反歩
 - 一五七四番地の三 一反一畝二十三歩
 - 一五七四番地の四 二反一畝十三歩
 - 一五七四番地の五 一反〇七歩
- 合 計 一町五反三畝二十一歩

三

名森村の割地はかくの如くにして明治三十五年に起つたものであるが、同年四月二十八日に割地に着手し、七月頃に至つて其事業一先づ完

了した。當時は五ヶ年を以て期限とし、明治四十一年一月に二回目の割換をなしたが、其後期限を八ヶ年に改め、大正四年十一月に第三回の割換が行はれた。第四回目は大正十二年末に行はるべき筈であつたが、そのことなく以て今日に及んでゐる。これは同地が上流改修事業の遂行に伴ひ、將來收用さるべき關係に立つてゐるのと、割替制度による弊害を認めた結果、當分從來の區域のまゝにて耕作を續けつゝある次第である。

割替の行はれてゐる地域は前記の如く約一町五反歩に亘つてゐるが、大體桑畑であり少許の野菜畑もある。明治三十五年地割制度制定のとき、土地は現任各戸に割り當てたものであるが、其後も同様であつて縣稅戸數割を納むる者(但、免除者を含む)はすべて割替期に於て分配に與ることが出来る。故に新に分家等により一戸を構へたる者、新來住者の如きも、舊來よりの各戸と同じく割替の時期に於て權利者となるものである。その戸數は明治四十一年並に大正四年の兩

度とも六十戸なりしといふ。

一戸當りの土地面積は五十歩乃至百歩であるが、これは土地の肥瘠、交通の便否等を參酌し、良地については一戸當りの面積を少くし、然らざる土地については面積を多くして、全體の土地を全戸數に相當する數に分ち、各地片に番號を附し、區長は戸主若くは其代理者を一堂に會せしめ、公平を期するため、先づ第一に各人が抽籤すべき順序を圖によつて定め、其順番に従つて右割替地區の番號を抽籤せしめ、以て各戸の受くる土地を決定する方法を採つて居る。則ち各戸の受くる面積については差等あるも、實際の收益に於ては差等なきやう分配せるものであつて、換言すれば面積の大小によつて所得を平均する方法を採れるものである。従つてかの良悪二種の土地を組合せて、一戸當りの面積を定むるものとは大に趣を異にしてゐる。

土地は區有(名森村有)であるが、各戸は無料貸付を受けて居るものであつて、區に對して使料を納めず。各戸持分の讓渡は表面上はこれ

を認めて居ない。土地を小作に附する者もまた少く、殆んど自作である。而も割替年限の近くに従ひ所謂掠奪耕作の行はるゝこと少からずといふ。これは地割制度に伴ふ弊害の一であらう。

以上は名森村についての地割制度であるが、隣村森部村においても十四五町歩の區有畑地について同様の割地制度が行はれ、それには有料地と無料地との二種別があり、二百數十戸によつて分割耕作されてゐるといふことである。

(附言) 右の調査について大坂稅務監督局事務官上山英三氏、名古屋稅務監督局水島桂太郎氏、大垣稅務署栗原氏及び名森村役場の好意を謝す。